

世田谷区公報

目次

訓令甲

- 世田谷区服務監察規程の一部改正(1) 2
- 世田谷区出張所処務規程の一部改正(2) 2
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程の一部改正(3) 2
- 世田谷区戸籍事務等取扱規程の一部改正の一部改正(4) 2

告示

- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(61) 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(62) 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(63) 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(64) 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(65) 2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(66) 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(67) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(68) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(69) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(70) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(71) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(72) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(73) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(74) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(75) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(76) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(77) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(78) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示(79) 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域の一部廃止の告示(80) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(81) 4
- 令和6年第1回世田谷区議会定例会招集の告示(82) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(83) 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(84) 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(85) 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(86) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(87) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(88) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(89) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(90) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(91) 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(92) 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(93) 5
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示(94) 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(95) 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(96) 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(97) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(98) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(99) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(100) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(101) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(102) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(103) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(104) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(105) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(106) 6

- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(107) 7

公告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(6) 7
- 建築基準法に基づく公聴会開催の公告(7) 7
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(8) 7
- 世田谷区立障害者福祉施設条例に基づく世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定の公告(9) 7
- 土地区画整理法に基づく宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業施行者宇都宮市が発した換地処分通知の送付にかわる当該通知内容の掲示の公告(10) 7
- 世田谷区立保健センター条例に基づく世田谷区立保健センターの指定管理者の指定の公告(11) 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(12) 8
- 世田谷区立千歳温水プール条例に基づく世田谷区立千歳温水プールの指定管理者の指定の公告(13) 8

規則(教)

- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則(2) 8

告示(教)

- 世田谷区文化財保護条例に基づく登録天然記念物の登録の告示(1) 8
- 世田谷区文化財保護条例に基づく登録天然記念物の登録の告示(2) 8
- 世田谷区文化財保護条例に基づく登録天然記念物の登録の告示(3) 8
- 世田谷区文化財保護条例に基づく登録天然記念物の登録の告示(4) 8
- 世田谷区文化財保護条例に基づく登録天然記念物の登録及び指定天然記念物の指定の告示(5) 8
- 世田谷区文化財保護条例に基づく登録天然記念物の登録及び指定天然記念物の指定の告示(6) 8
- 世田谷区文化財保護条例に基づく登録天然記念物の登録及び指定天然記念物の指定の告示(7) 8
- 世田谷区文化財保護条例に基づく登録有形文化財の登録及び指定有形文化財の指定の告示(8) 9
- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示(9) 9
- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(10) 9

告示(選)

- 世田谷区選挙執行規程の一部改正(2) 9
- 公職選挙法に基づく公職候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部を訂正する告示(3) 9

告示(農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(2)..... 9

訓令甲(甲)

◎世田谷区訓令甲第1号

庁 中 一 般
総合支所
児童相談所
保健所
出張所

世田谷区服務監察規程(平成12年3月世田谷区訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月1日

世田谷区長 保坂展人

第4条第5号中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第2号

庁 中 一 般
総合支所
出張所

世田谷区出張所処務規程(平成3年4月世田谷区訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月1日

世田谷区長 保坂展人

第3条ただし書中「若林まちづくりセンター、上町まちづくりセンター」、「代沢まちづくりセンター」、「松原まちづくりセンター」、「九品仏まちづくりセンター」及び「船橋まちづくりセンター、喜多見まちづくりセンター」を削る。

◎世田谷区訓令甲第3号

庁 中 一 般
総合支所
児童相談所
保健所
出張所

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程(平成14年8月世田谷区訓令甲第27号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月1日

世田谷区長 保坂展人

第7条第1項中「出張所」の次に「、まちづくりセンター(若林まちづくりセンター、上町まちづくりセンター、上馬まちづくりセンター、梅丘まちづくりセンター、代沢まちづくりセンター、松原まちづくりセンター、奥沢まちづくりセンター、九品仏まちづくりセンター、祖師谷まちづくりセンター、船橋まちづくりセンター、喜多見まちづくりセンター及び上祖師谷まちづくりセンターに限る。)」を加える。

◎世田谷区訓令甲第4号

庁 中 一 般

総合支所
出張所

世田谷区戸籍事務等取扱規程の一部改正(令和5年12月世田谷区訓令甲第44号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月1日

世田谷区長 保坂展人

第7条の見出し並びに同条第2項及び第3項を改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に2項を加える改正規定を次のように改める。

第7条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条第2項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第3項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同条中第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

4 法第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書又は除籍証明書の交付は、総合支所において行う。

5 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行及び同条第3項の規定に基づく戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供は、総合支所において行う。

6 法第126条の規定に基づく戸籍証明書又は除籍証明書の交付は、総合支所において行う。

告示

◎世田谷区告示第61号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第62号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第63号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第64号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 36-5
(2) 36-5
(3) 40-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区上用賀二丁目461番1の内
(2) 世田谷区上用賀一丁目417番の内
(3) 世田谷区上用賀二丁目1番1の内

3 変更の区域

- (1) 面積 9.74平方メートル
(2) 面積 21.49平方メートル
(3) 面積 1.27平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年2月2日

◎世田谷区告示第65号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区新町二丁目397番13の内から397番18まで

3 変更の区域

延長 2.85メートル
幅員 0.10メートルから0.19メートルまで

面積 0.52平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年2月2日

◎世田谷区告示第66号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

11-G136

2 変更の区間

世田谷区代田一丁目379番1の内

3 変更の区域

延長 13.09メートル
幅員 0.05メートルから

0.12メートルまで
面積 1.15平方メートル
4 供用開始の期日
令和6年2月2日

◎世田谷区告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田一丁目359番5の内
- 3 変更の区域
延長 13.66メートル
幅員 0.18メートル
面積 2.50平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和6年2月6日

◎世田谷区告示第68号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
リハビリ・デイサービス虎SUN
- 2 事業所の所在地
東京都文京区白山五丁目18番11号
- 3 事業者の名称
有限会社とらざわメディカルサービス
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月15日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第69号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
信和リハビリデイサービス千石
- 2 事業所の所在地
東京都文京区千石四丁目16番2号小林ビル101
- 3 事業者の名称
有限会社信和在宅施術サービス
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月23日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第70号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ジョイフルデイサービス高円寺南
- 2 事業所の所在地
東京都杉並区阿佐谷南一丁目23番20号
- 3 事業者の名称
株式会社素的介護
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月24日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第71号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
レコードブック用賀
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区用賀四丁目5番7号ルビーノロトンダ1階
- 3 事業者の名称
株式会社インターネットインフィニティー
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月22日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第72号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
レコードブック祐天寺
- 2 事業所の所在地
東京都目黒区中目黒五丁目24番24号
- 3 事業者の名称
株式会社インターネットインフィニティー
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月22日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第73号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
レコードブック代々木上原
- 2 事業所の所在地
東京都渋谷区上原一丁目24番3号コリドール大川1階
- 3 事業者の名称
株式会社インターネットインフィニティー
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月22日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区池尻三丁目164番8の内
- 3 変更の区域
延長 4.11メートル
幅員 0.63メートル
面積 2.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月7日

◎世田谷区告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘五丁目3169番2の内
- 3 変更の区域
延長 12.83メートル
幅員 0.05メートルから0.08メートルまで
面積 0.92平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月7日

◎世田谷区告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

世田谷区公報

この関係図面は、令和6年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月7日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区粕谷二丁目198番1の内
- 3 変更の区域
延長 24.71メートル
幅員 0.61メートルから
0.63メートルまで
面積 15.36平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月7日

◎世田谷区告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月8日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-1
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山二丁目38番34地先無番から38番35地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 15.47メートル
幅員 0.28メートルから
0.30メートルまで
面積 4.57平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月8日

◎世田谷区告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷二丁目802番10地先無番
- 3 変更の区域
延長 2.04メートル
幅員 2.36メートル
面積 4.82平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月9日

◎世田谷区告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷二丁目802番15地先無番
- 3 変更の区域
延長 15.44メートル
幅員 2.36メートル
面積 36.51平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月9日

◎世田谷区告示第80号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G054-03
- 2 一部を廃止する起終点
（旧）世田谷区桜一丁目729番10地先無番から729番9地先無番まで
（新）世田谷区桜一丁目729番10地先無番から729番9地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和6年2月9日

◎世田谷区告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水四丁目429番298の内から429番58の内まで
- 3 変更の区域
延長 19.30メートル
幅員 0.35メートルから
0.41メートルまで
面積 7.42平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月9日

◎世田谷区告示第82号

令和6年第1回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和6年2月9日
世田谷区長 保坂展人
記

- 1 招集する年月日
令和6年2月

- 20日（火）午後1時
世田谷区議会
議場

◎世田谷区告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水三丁目266番1
- 3 変更の区域
延長 18.77メートル
幅員 0.12メートルから
0.16メートルまで
面積 2.73平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月13日

◎世田谷区告示第84号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年2月13日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第85号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年2月13日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第86号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年2月13日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢五丁目785番3の内

3 変更の区域
 延長 0.02メートル
 幅員 0.20メートル
 面積 0.004平方メートル

◎世田谷区告示第88号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢五丁目785番3の内
- 3 変更の区域
延長 12.82メートル
幅員 0.17メートルから
0.21メートルまで
面積 2.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月13日

◎世田谷区告示第89号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山三丁目167番3の内
- 3 変更の区域
延長 17.28メートル
幅員 0.14メートルから
0.18メートルまで
面積 2.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年2月14日

◎世田谷区告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年2月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘四丁目3194番3
- 3 変更の区域
延長 43.77メートル
幅員 0.04メートルから
1.68メートルまで
面積 49.09平方メートル

◎世田谷区告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年2月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
54-7
- 2 変更の区間
世田谷区若林四丁目252番25から
252番20まで
- 3 変更の区域
延長 18.49メートル
幅員 0.82メートルから
0.86メートルまで
面積 15.60平方メートル

◎世田谷区告示第92号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年2月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G252
- 2 変更の区間
世田谷区若林四丁目252番19
- 3 変更の区域
延長 20.77メートル
幅員 0.67メートルから
0.74メートルまで
面積 14.67平方メートル

◎世田谷区告示第93号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年2月15日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第94号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年2月16日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第95号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年2月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービス咲くよひまわり亭高井戸
- 2 事業所の所在地
東京都杉並区高井戸東一丁目1番60号
- 3 事業者の名称
株式会社セブンスカイ
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月29日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第96号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年2月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービスひまわり亭高井戸
- 2 事業所の所在地
東京都杉並区下高井戸五丁目13番3号ファンテイン高井戸II 1階A号
- 3 事業者の名称
株式会社セブンスカイ
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月29日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第97号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和6年2月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区弦巻五丁目13番19号
- 3 事業者の名称
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- 4 廃止届受理年月日
令和6年2月5日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次の

世田谷区公報

ように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和6年2月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月20日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
 - 28-1
 - 28-1
- 変更の区間
 - 世田谷区駒沢四丁目130番16の内
 - 世田谷区駒沢四丁目130番16の内
- 変更の区域
 - 延長 2.32メートル
幅員 0.15メートルから0.29メートルまで
面積 0.58平方メートル
 - 延長 11.70メートル
幅員 1.27メートルから1.28メートルまで
面積 15.26平方メートル
- 供用開始の期日
令和6年2月20日

◎世田谷区告示第99号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和6年2月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月20日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
28-1
- 変更の区間
世田谷区上馬三丁目829番7の内
- 変更の区域
 - 延長 12.77メートル
幅員 0.70メートルから0.77メートルまで
面積 9.10平方メートル
- 供用開始の期日
令和6年2月20日

◎世田谷区告示第100号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和6年2月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月21日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
28-1
- 変更の区間
世田谷区経堂二丁目290番3の内
- 変更の区域
 - 延長 6.01メートル
幅員 0.47メートルから0.55メートルまで
面積 3.10平方メートル
- 供用開始の期日
令和6年2月21日

◎世田谷区告示第101号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和6年2月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月21日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
28-1
- 変更の区間
世田谷区上祖師谷二丁目378番9から378番25まで
- 変更の区域
 - 延長 14.07メートル
幅員 0.15メートルから0.30メートルまで
面積 3.45平方メートル
- 供用開始の期日
令和6年2月21日

◎世田谷区告示第102号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。
この関係図面は、令和6年2月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月22日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
28-1
- 変更により廃止する区間
世田谷区松原三丁目861番2の内
- 変更により廃止する区域
面積 0.33平方メートル
- 供用廃止の期日
令和6年2月22日

◎世田谷区告示第103号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和6年2月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月27日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
48-12
- 変更の区間
世田谷区代田五丁目899番23の内
- 変更の区域
 - 延長 10.34メートル
幅員 0.10メートルから0.11メートルまで
面積 1.15平方メートル
- 供用開始の期日
令和6年2月27日

◎世田谷区告示第104号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和6年2月28日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月28日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
 - 28-1
 - 28-1
- 変更の区間
 - 世田谷区北烏山八丁目2155番1の内から2150番3の内まで
 - 世田谷区北烏山八丁目2165番7の内から2165番2の内まで
- 変更の区域
 - 延長 81.14メートル
幅員 0.32メートルから0.37メートルまで
面積 28.70平方メートル
 - 延長 24.94メートル
幅員 0.00メートルから0.01メートルまで
面積 0.18平方メートル
- 供用開始の期日
令和6年2月28日

◎世田谷区告示第105号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和6年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月28日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
43-30
- 変更の区間
世田谷区駒沢三丁目45番7の内
- 変更の区域
 - 延長 9.00メートル
幅員 0.09メートルから0.10メートルまで
面積 0.90平方メートル
- 供用開始の期日
令和6年2月28日

◎世田谷区告示第106号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和6年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月28日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
28-1
- 変更の区間
世田谷区上馬一丁目555番18の内から555番77の内まで
- 変更の区域
 - 延長 4.56メートル
幅員 0.25メートルから0.27メートルまで
面積 1.18平方メートル
- 供用開始の期日
令和6年2月28日

◎世田谷区告示第107号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。この関係図面は、令和6年2月29日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名 特別区道
2 指定区間 世田谷区松原二丁目39番内
3 指定年月日 令和6年2月29日

公 告

◎世田谷区公告第6号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年2月8日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都世田谷区 上北沢三丁目 893番53, 893番109, 893番110, 893番111, 893番112, 893番113, 893番114, 893番115, 893番116, 893番117

東京都千代田区 神田神保町一丁目 105番地 旭化成不動産レジデンス株式会社 代表取締役 高橋 謙治

◎世田谷区公告第7号

公開による意見の聴取の開催について
建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第3項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和6年2月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時 令和6年2月15日(木曜日)午後2時00分から
2 公聴会を行う場所

東京都世田谷区野毛二丁目15番19号
世田谷区立野毛青少年交流センター別館2階創作活動室
3 公聴会を行う理由 別紙の建築許可をするため
別紙省略

◎世田谷区公告第8号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業補助線街路第54号線
2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第9号

世田谷区立障害者福祉施設条例(平成19年12月世田谷区条例第64号)第14条第4項の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月20日

世田谷区長 保坂展人

Table with 3 columns: 施設の名称, 指定管理者(名称, 所在地), 指定の期間. Content: 世田谷区立世田谷福祉作業所分場, 社会福祉法人武蔵野会, 東京都八王子市旭町12番4号 日本生命八王子ビル2階201, 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区公告第10号

次の表に記載する者に対する宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業施行者宇都宮市が発した土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分の通知に係る書類は、送付した書類の受領を拒まれたため、これを送付することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて、通知の内容が令和6年2月20日から同年3月1日までの間、栃木県宇都

宮市平松本町869番地1及び同市旭一丁目1番5号(宇都宮市役所)所在の掲示場に掲示されている。

令和6年2月20日

世田谷区長 保坂展人

書類の送付を受けるべき者
氏 名 飯塚 和典
住所(又は最後の住所) 東京都世田谷区喜多見五丁目2番12号 エヴ

ァグリーン 成城南104

◎世田谷区公告第11号

世田谷区立保健センター条例(昭和51年12月世田谷区条例第56号)第8条第4項の規定により、世田谷区立保健センターの指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月20日

世田谷区長 保坂展人

Table with 3 columns: 施設の名称, 指定管理者(名称, 所在地), 指定の期間. Content: 世田谷区立保健センター, 公益財団法人世田谷区保健センター, 東京都世田谷区松原六丁目37番10号, 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

◎世田谷区公告第12号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年2月27日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Content: 東京都世田谷区上祖師谷二丁目 276番2, 276番24, 東京都練馬区豊玉北四丁目12番1号 八正建設株式会社

Table with 2 columns: 276番25, 276番26, 276番27, 276番28, 276番29, 276番30, 276番31, 代表取締役 樋口 佳史

276番32	<p>◎世田谷区公告第13号</p> <p>世田谷区立千歳温水プール条例（昭和49年4月世田谷区条例第32号）第15条第4項の規定により、世田谷区立千歳温水プールの指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>令和6年2月29日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p>
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立千歳温水プール	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

規則(教)

次に掲げる規則を公布する。
令和6年2月9日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第2号
世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則（令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 図書館業務員（障害）の項を削り、同表幼稚園事務補助員の項中「幼稚園事務補助員」を「幼稚園・認定こども園事務補助員」に改め、「区立の幼稚園」の次に「又は認定こども園」を加える。

別表第2 図書館業務員（障害）の項を削り、同表幼稚園事務補助員の項中「幼稚園事務補助員」を「幼稚園・認定こども園事務補助員」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告示(教)

◎世田谷区教育委員会告示第1号
世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録天然記念物とする。

令和6年2月21日

世田谷区教育委員会

- 登録の名称及び員数
駒留八幡神社のクロマツ 1本
- 登録の種別
世田谷区登録天然記念物（植物）
- 所在の場所
東京都世田谷区上馬5-35-3
- 所有者
東京都世田谷区上馬5-35-3
宗教法人駒留八幡神社 代表役員 齋藤 憲輝

◎世田谷区教育委員会告示第2号
世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録天然記念物とする。

令和6年2月21日

世田谷区教育委員会

- 登録の名称及び員数
行善寺のヒノキ 1本
- 登録の種別
世田谷区登録天然記念物（植物）
- 所在の場所
東京都世田谷区瀬田1-12-23
- 所有者
東京都世田谷区瀬田1-12-23
宗教法人行善寺 代表役員 渡辺 俊雄

◎世田谷区教育委員会告示第3号

世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録天然記念物とする。

令和6年2月21日

世田谷区教育委員会

- 登録の名称及び員数
静嘉堂のギンモクセイ 1本
- 登録の種別
世田谷区登録天然記念物（植物）
- 所在の場所
東京都世田谷区岡本2-23-1
- 所有者
東京都世田谷区岡本2-23-1
公益財団法人静嘉堂 理事長 佐々木 幹夫

◎世田谷区教育委員会告示第4号

世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録天然記念物とする。

令和6年2月21日

世田谷区教育委員会

- 登録の名称及び員数
松沢病院のタギョウシヨウ 1本
- 登録の種別
世田谷区登録天然記念物（植物）
- 所在の場所
東京都世田谷区上北沢2-1-1
- 所有者
東京都新宿区西新宿2-8-1
地方独立行政法人東京都立病院機構 理事長 安藤 立美

◎世田谷区教育委員会告示第5号

世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録天然記念物とし、同条例第45条第1項の規定に基づき世田谷区指定天然記念物とする。

令和6年2月21日

世田谷区教育委員会

- 登録及び指定の名称、員数
乗泉寺世田谷別院のクスノキ 1本
- 登録の種別
世田谷区登録天然記念物（植物）
- 指定の種別
世田谷区指定天然記念物（植物）
- 所在の場所
東京都世田谷区宮坂2-1-5
- 所有者
東京都渋谷区鶯谷町10-15
宗教法人乗泉寺 代表役員 永江 正夫

◎世田谷区教育委員会告示第6号

世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録天然記念物とし、同条例第45条第1項の規定に基づき世田谷区指定天然記念物とする。

令和6年2月21日

世田谷区教育委員会

- 登録及び指定の名称、員数
慶元寺のケヤキ 5本
- 登録の種別
世田谷区登録天然記念物（植物）
- 指定の種別
世田谷区指定天然記念物（植物）
- 所在の場所
東京都世田谷区喜多見4-17-1
- 所有者
東京都世田谷区喜多見4-17-1
宗教法人慶元寺 代表役員 山田 順司

◎世田谷区教育委員会告示第7号

世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録天然記念物とし、同条例第45条第1項の規定に基づき世田谷区指定天然記念物とする。

令和6年2月21日

世田谷区教育委員会

- 登録及び指定の名称、員数
玉川神社のクスノキ 1本
- 登録の種別
世田谷区登録天然記念物（植物）
- 指定の種別
世田谷区指定天然記念物（植物）
- 所在の場所
東京都世田谷区等々力3-27-7
- 所有者
東京都世田谷区等々力3-27-7

宗教法人玉川神社 代表役員 高橋 秀史 ◎世田谷区教育委員会告示第8号 世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録有形文化財とし、同条例第20条第1項の規定に基づき世田谷区指定有形文化財とする。 令和6年2月21日 世田谷区教育委員会 1 登録及び指定の名称、員数 堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土	器 1点 2 登録の種別 世田谷区登録有形文化財（考古資料） 3 指定の種別 世田谷区指定有形文化財（考古資料） 4 所在の場所 東京都世田谷区世田谷1-29-18 世田谷区立郷土資料館 5 所有者 東京都世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区	◎世田谷区教育委員会告示第9号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示（令和5年11月15日世田谷区教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。 令和6年2月28日 世田谷区教育委員会 本則の表に次のように加える改正規定を次のように改める。 本則の表に次のように加える。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

日勤講師	月額	193,666円から280,669円までの額	38,733円から56,133円までの額	232,399円から336,802円までの額
副校長補佐	月額	104,897円	20,979円	125,876円

◎世田谷区教育委員会告示第10号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を	次のように改正する。 令和6年2月29日 世田谷区教育委員会 本則の表図書館業務員（障害）の項を削	り、同表学校業務嘱託員の項から教育支援スクールソーシャルワーカーの項までを次のように改める。
-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	------------------------------------------------

学校業務嘱託員	月額	86,761円から138,819円までの額	17,352円から27,763円までの額	104,113円から166,582円までの額
幼稚園業務嘱託員	月額	77,376円から83,824円までの額	15,475円から16,764円までの額	92,851円から100,588円までの額
教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	183,397円から203,047円までの額	36,679円から40,609円までの額	220,076円から243,656円までの額

本則の表幼稚園業務補助員の項を次のように改める。

幼稚園業務補助員	月額	75,628円	15,053円	90,321円
----------	----	---------	---------	---------

本則の表幼稚園事務補助員の項中「幼稚園事務補助員」を「幼稚園・認定こども園事務補助員」に改め、同表養護教諭の項を次のように改める。

養護教諭（代替）	月額	115,907円	23,181円	139,088円
----------	----	----------	---------	----------

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第2号
 世田谷区選挙執行規程（平成12年3月世田谷区選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。
 令和6年2月27日

世田谷区選挙管理委員会
 第111条中「選挙人名簿」の次に「、第3章（在外選挙人名簿）」を加える。

◎世田谷区選挙管理委員会告示第3号
 令和5年11月21日付け世田谷区選挙管理委員会告示第36号にて告示した令和5年4月23日執行世田谷区議会議員選挙候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。
 令和6年2月27日

世田谷区選挙管理委員会
 以下省略

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第2号
 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第7回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。
 令和6年2月22日

世田谷区農業委員会会長

宍 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和6年2月29日（木）
午後4時00分
- 2 開催場所 三軒茶屋分庁舎5階オリオン
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について